

松江市告示第 40 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項の規定により令和 4 年 1 月 31 日付けで請求のあった島根原子力発電所 2 号機の再稼働について、市民の意向を問い、市民の意思を的確に反映させる松江市住民投票条例の制定についての議会の審議結果を、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 98 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 2 月 18 日

松江市長 上 定 昭 仁

1. 提出議案      議第 1 号 島根原子力発電所 2 号機の再稼働について、市民の意向を問い、市民の意思を的確に反映させる松江市住民投票条例の制定について
2. 議決年月日    令和 4 年 2 月 15 日
3. 審議の結果    否決